

令和 2 年 6 月 22 日

飛龍高等学校三島スクール
スクール長 菅野 昌宏

高等学校等就学支援金 収入状況届の申請について
(令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月分)

静岡県では、私立学校にかよう生徒の授業料の負担軽減を目的として、申請により保護者の所得に応じて、下記の通り就学支援金（国）、及び授業料減免（県）が助成される制度を行っております。

つきましては、同封の記入例等を参考に以下の申請書類等を提出頂きます様、お願い申し上げます。尚、今回の申請は令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月までの受給資格を認定するもので改めて全員の提出が必要になります。

※ 申請後に家庭状況に変更が生じましたら、速やかに事務室にご連絡ください。

【授業料支援年額】 ※授業料年額を超える助成はありません

※概ね 910 万円以上の世帯は対象外

令和元年年収(目安)	0～270 万円	270～350 万円	350～590 万円	590～700 万円	700～910 万円
《判定基準》 市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額	(0 円)	(48,300 円)	(154,500 円)	(203,100 円)	(304,200 円)
就学支援金	396,000 円	396,000 円	396,000 円	118,800 円	118,800 円
授業料減免	117,000 円	57,600 円	0 円	277,200 円	0 円
合計年額 (上限)	513,000 円	453,600 円	396,000 円	396,000 円	118,800 円

※年収目安は 4 人世帯（両親・高校生・中学生の 4 人家族）で両親の一方が働いている場合をモデルとしています。判定はマイナンバーカード照会による住民税課税額（上記表の判断基準）に基づき行われます。

※市町村民税の課税標準額及び調整控除額はマイナポータル（マイナンバーカードを利用したオンラインサービス）のあなたの情報から確認出来ます。市町村によっては課税証明書に記載されている場合もあります。

【提出方法】 ※消えるボールペンで記入不可 ※辞退する場合は（3）のみ提出

- （1）高等学校等就学支援金申請用紙 ※裏面も記入
- （2）個人番号カード(写)等貼付台紙（郵送で提出の場合は（4）の提出が必要）
- （3）母子・父子・家庭状況確認書（母子・父子家庭のみ提出）
 - ① 児童扶養手当証書又は母子医療受給者証の写しを貼付
 - ② ①の受給を受けていない方は「戸籍謄本」の「原本」
- （4）郵送提出に伴う本人確認書及び確認書（郵送で提出の場合 提出）
- （5）高等学校等就学支援金 意向確認書（辞退届）（申請を辞退する場合 提出）

【提出期限】 令和 2 年 7 月 2 日（木）三島スクール事務室 【生徒持参・郵送可】

※ 提出書類は各自封筒に入れ封を閉じて、生徒又は保護者が、担任又は事務室窓に対面で提出してください。

※ 郵送での提出の場合は、「(4)郵送提出に伴う本人確認書及び確認書類」を必ず同封し、配達記録郵便等の追跡できる郵送方法で送付ください。

意向確認書のみの郵送の際は、普通郵便でかまいません。

【支給方法】

令和3年2月末頃に1年間分の就学支援金、授業料減免の助成額を授業料引落口座へ返金いたします。

(返金までの間、授業料の納付が困難な場合は三島スクール事務室にご連絡ください)

【奨学給付金について】(非課税世帯及び生活保護世帯が対象)

全世帯に改めてご案内を郵送いたしますが、静岡県外にお住まいの対象者は、各自でお住いの都道府県に申請が必要です。

募集期間が異なりますので、早急に各都道府県のホームページもしくは電話等で確認の上、申請手続きを行ってください。

(静岡県内在住の方は、学校を経由して申請しますので今しばらくお待ちください。)

【申請に関するお問い合わせ】

飛龍高等学校 三島スクール 事務室

TEL 055-971-2295

受付時間 平日 am 9:00 ~ pm 4:30

土曜 am 9:00 ~ pm 12:00